

■人材紹介手数料の返還

1. 応募者が、応募者の責めに帰すべき事由により内定を辞退し又は退職した場合、紹介会社は、次の各号に掲げる期間に応じて、当該各号に定める割合で、既に受領した人材紹介手数料を募集会社に返還する。

① 新卒採用の応募者が内定を辞退した場合	：	100%
② 入社日から1か月未満の場合	：	80%
③ 入社日から1か月以上2か月未満の場合	：	50%
④ 入社日から2か月以上3か月未満の場合	：	20%
⑤ 入社日から3か月以上の場合	：	0%

2. 前項の場合、募集会社は、応募者が内定を辞退し又は退職した月の月末締めで請求書を作成し、紹介会社に交付する。
3. 紹介会社は、第1項の金員を、前項の請求書を受領した月の翌月末日までに、募集会社の指定する銀行口座へ振り込む方法により支払う。振込手数料は紹介会社の負担とする。
4. 紹介会社は、募集会社に対し、第1項に基づく内定辞退又は退職に関し、質問をし又は報告を求めることができ、募集会社は合理的な範囲でこれに協力する。